

# 伊勢原市空き店舗等活用事業 創業準備奨励金

伊勢原市では、創業時に必要な費用の一部を補助し、創業者を支援しています。市内空き店舗等での創業をご検討中で、創業準備奨励金の活用を希望する方は、申請手順や内容等を必ず事前にお問合せください。

## 対象者

下記「特定創業支援等事業」の経営指導を受けた（または受ける見込み）創業者

- ◆ 平塚信用金庫による特定創業支援等事業 「創業ハンズオン支援」
- ◆ 中栄信用金庫による特定創業支援等事業 「創業ハンズオン支援」
- ◆ 中栄信用金庫による特定創業支援等事業 「創業塾」
- ◆ 中南信用金庫による特定創業支援等事業 「創業窓口相談」

## 内容

**補助対象経費<sup>※</sup>の30%以内**（限度額50万円）

※空き店舗等を活用する場合に必要な改装費、広告宣伝費、備品購入費等

## 注意事項

補助事業によって取得・効用の増加した財産については、補助金交付の目的に反して、使用・譲渡・交換・貸付け等はありません。

### 【問合せ先】

伊勢原市役所 経済環境部 商工観光課（2階3番窓口）

〒259-1188 神奈川県伊勢原市田中 348

電話 0463-94-4732

ホームページ <https://www.city.isehara.kanagawa.jp/docs/2016112900051/>



## 交付条件

- ① **空き店舗等の賃借**または**自宅等の改装**によって、**新たな事業を行うこと**  
※本奨励金は、商店街の活性化及びにぎわいの創出等を目的としており、交付には審査があります。
- ② **国税・都道府県税・市町村税を完納していること**
- ③ **次のいずれかに該当する事業でないこと**
  - ◆ 法令に違反するもの・公序良俗に反するおそれのあるもの
  - ◆ 政治的活動または宗教的活動に関するもの
  - ◆ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する風俗営業に係るもの又はこれに類するもの

## 提出書類（市様式については、市 HP からダウンロードが可能です）

- ① 補助金交付（変更交付）申請書（第3号様式・市様式）
- ② 補助事業概要書（第5号様式・市様式）
- ③ 経費の内訳が分かる書類（請求明細書等）
- ④ 事業予定者が**個人**…住民票（写） + 事業経歴書（任意書式）  
事業予定者が**法人**…商業登記簿謄本等
- ⑤ 国税・都道府県税・市町村税の納付を証する書類（原本）
- ⑥ 賃貸借契約書（写）
- ⑦ 創業開始年月日の分かる書類（写）
- ⑧ 配置図、店舗平面図等（写）
- ⑨ 創業の状況が分かる写真（改装前・後など）
- ⑩ その他市長が必要と認める書類



## 提出期限

店舗の開店日等から **3 か月を経過する日まで**

## Q&A

**Q 1** 現在、市外で飲食店を経営しているが、事業を拡大して市内にテイクアウト専門店を開きたい。

**A 1** 既に事業を行っている場合は、「創業」ではないため活用不可となります。

**Q 2** 創業準備奨励金を活用後、お店が移転または廃業等になった場合は？

**A 2** 活用（開店）からの経過期間により、手続きが発生する場合がありますのため、御連絡をお願いします。